

## 補助対象経費（商店街魅力アップ支援事業）

	費 目	補 助 対 象 経 費	備 考
ソ フ ト 事 業	会 場 借 上 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント、講習会等の会場・駐車場使用料</li> <li>○事務所、店舗等借上料（事業実施時に使用する場合に限る。）</li> <li>○道路使用・公園使用に係る申請料</li> </ul>	
	装 飾 設 備 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会場装飾に要する経費（装飾品のリース料、搬入搬出費、設置費、部材等消耗品の購入費等）</li> <li>○会場設営に要する経費（照明、音響設備等に係る機材、設備、機器等のリース料、搬入搬出費、設置費、工事費等）</li> <li>○イベント等に係る保険料（賠償責任保険、損害保険、イベント中止保険等）</li> <li>○講習会等で必要な教材、材料等に要する経費（購入費、リース料等）</li> <li>○事業実施に必要な郵便、宅配便等に要する経費</li> <li>○事業実施に伴い発生するその他経費（消耗品費、原材料費、光熱水費、ごみ処理費、クリーニング代等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料については、保険内容のわかるもの（保険証書の写し等）を提出することを要する。</li> </ul>
	委 託 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の企画運営委託料</li> <li>○各種調査研究委託料</li> <li>○指導コンサルタント委託料（1回3万円までの契約に限り、年間30万円までを補助対象経費とする。）</li> <li>○その他委託料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種調査研究委託料については、委託内容の分かる請求書、契約書等の他、報告書等の成果物の写しを提出することを要する。</li> <li>・指導コンサルタント委託料については、委託内容の分かる請求書、契約書等の他、会議録等のコンサルティングの内容がわかるものを提出することを要する。</li> </ul>

	<p>印刷製本費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ポスター、チラシ、商店街マップ、情報誌等の作成費</li> <li>○新聞広告折込料、新聞・雑誌等への広告掲載料</li> <li>○指導コンサルタントのもと行う会議用資料作成費（コピー代、印刷代）</li> <li>○その他印刷製本費（調査研究報告書、開催案内状、抽選券・商品券等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷製本費については、原則として印刷物を提出することを要する。</li> <li>・特定店舗のPRのみを目的としているとみなされる印刷物、回覧・会報等主に組合員を対象とした印刷物、補助事業者が発行主体ではない印刷物については補助対象外とする。</li> <li>・ポスター、チラシ、商店街マップ、ホームページ等への販売促進に係る事業（売り出しや抽選事業）の掲載については、事業目的を達成するために必要又は効果があると認められた場合には、その経費は補助対象とする。</li> </ul>
	<p>報 償 費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人件費 講師やタレント等への謝礼及び旅費（国内に限る。）、地域団体や個人等に対する会場警備・清掃等の役務の提供に対する謝礼、アルバイト賃金等</li> <li>○指導コンサルタントのもと行う調査研究に係る国内における運賃実費（総事業費の10%かつ20万円までを補助対象経費とする。）</li> <li>○来場者配付用記念品（来場者への粗品、参加無料の抽選会における賞品等）</li> <li>○コンクール、コンテスト等の参加者への記念品（盾、賞状、副賞等（図書券及び金券類も含む。））</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費に係る食糧費、宿泊費については補助対象外とする。</li> <li>・補助事業者の構成員に対する謝礼・記念品等については補助対象外とする。</li> <li>・販売用物品、有料事業における贈呈用物品の仕入経費（模擬店の仕入経費、有料ゲームの賞品の購入費等）については補助対象外とする。ただし、概ね全区に参加商店街があり、全市的な波及効果があると認められる事業の場合は、補助対象経費とする。</li> <li>・補助事業者発行の商品券・割引券等の額面及び発行に係るプレミアム・割引部分の負担費用、コンクール、コンテスト等の賞金については補助対象外とする。</li> <li>・金銭以外の物品で謝礼を行う場合、その購入の領収書類のほか、相手先からの受領書を必要とする。</li> </ul>

	海外通信費	○国際電話料 ○発送費	・海外通信費については、外国商店街との交流事業に限る。
ハード事業	共同設備の整備費	○ソフト事業を生かすために設置する安心安全に対応した設備（AED、防犯カメラ）の整備に要する経費 ○上記の他商店街および地域が抱える課題やニーズに対応する施設・設備の整備に要する経費。ただし、げんき補助金採択事業に限る。	・既施設及び設備にかかる解体・撤去費、廃材処分費については補助対象外とする。 ・整備とは、施設・設備の新設・改造を指すものとする。
	内外装整備費	○ソフト事業を効果的に実施するために必要な店舗・施設の必要最小限の内外装整備にかかる費用（1回に限る。）。ただし、げんき補助金採択事業に限る。	・共同施設、設備の設置費・購入費にかかる設計費、工事監理費及び保険料については補助対象外とする。
	家賃賃借料	○ソフト事業を効果的に実施するために必要な店舗・施設の賃借料（共益費を含む。）。ただし、げんき補助金採択事業に限る。	・家賃賃借料にかかる権利金（礼金）、保証金（敷金）、不動産仲介料については補助対象外とする。
その他	○上記の他、事業実施上特に必要であると認められる経費については、補助対象経費とする。 ○下記の経費については、補助対象経費としない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業に特定できない経費（商店街内部の事務運営費、事前や事後及び補助事業者の構成員のみで行われる会議費、イベント等での商店街組合員や役員の控室に係る経費、設備保管料等間接経費、ラジオやテレビ等での宣伝費、記録写真代、飲食経費、補助事業以外にも繰り返し使用可能なものの購入費等）</li> <li>・振込手数料（ただし、請求金額以内の支払いにかかるものを除く。）</li> <li>・支払証拠書類がないもの（10万円以上の支払いについては、必ず振込による方法で行うものとする。ただし、行政機関への支払い、切手購入等振込での支払いが困難である場合は除く。）</li> <li>・当該年度の3月31日までに支払いが完了していない経費</li> </ul> ○ハード事業において、防犯カメラを設置する場合は、「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に基づき、設置及び利用基準の作成を行い、本市に提出しなければならない。		